

長崎県ドローンイベント開催支援補助金募集要領

1. 事業の目的

県内において、ドローン（無人航空機）を駆使したレースイベントの開催を支援し、県内のドローン活用に関する機運醸成等を図ります。

2. 補助対象者

以下の項目に該当する者（複数の団体からなるコンソーシアムを含む）が対象者となります。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- ③ 法人税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。

3. 対象事業

補助金の対象となる事業は、県内においてドローンレースイベントを開催する取組であって、次の要件を満たす事業とします。

- ① 国内外で活躍するドローンレーサーを招聘していること
- ② 就学児以上の子どもを対象としたドローン操縦体験会を併催していること
- ③ 当日の様子を配信等で無料視聴できる環境を整備し、翌会計年度までアーカイブで無料視聴できること
- ④ 長崎県のドローンに関する取組をPRしていること

4. 補助率、対象経費等

・補助率 1/2以内 補助上限額 350万円

※ただし、補助対象経費として認められる金額は、補助対象経費から本補助金以外の事業収入（協賛金、助成金、レース出場料、売上金等）を除いた額を上限とする。

○対象経費

項目	備考
補助員人件費	イベント運営のために臨時で雇った補助員（アルバイト等）に対する賃金（※ただし正職員の人件費は対象外）
報償費	招へい選手等への謝礼金や旅費
消耗品費	事業に要する消耗品等に係る費用
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷製本に係る費用
保険料	事業実施における保険等の加入に係る費用
運搬費	事業に必要な運送、輸送にかかる経費
委託料	会場設営、運営、警備等の委託費
広告宣伝費	事業に要する広告料等
使用料賃借料	土地の資料料、物品のリース料
通信費	レース配信にかかる通信費はじめ、イベント開催にあたり整備が必要不可欠な通信設備にかかる費用など
その他	その他事業実施に必要な経費で長崎県が特に認める経費

○留意事項

以下の経費は、補助対象になりません。

- 交付決定前に着手した経費
- 対象経費にかかる契約申込み等から、契約、履行、支払いまでの手続きが令和8年1月31日までに完了していない取引に係る経費
- 補助事業と無関係の経費と混合して支払われ、補助対象分が明確に区別できない経費
- 備品購入費
- 交際費（飲食代等）

- 優勝者等への賞金・副賞等
- 申請者（又はコンソーシアム構成員）以外の者が支払った経費
- コンソーシアム構成員からの調達にかかる経費
- 帳票類の整備に不備がある取引に係る経費
- 商品券・金券・仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い
- 他の取引との相殺による決済
- 自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形・電子債権等での支払い
- 消費税及び地方消費税
- 振込手数料などの各種手数料
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- その他、県が本補助事業の趣旨に沿わないと判断する経費

4. 事業実施期間

交付決定日から令和8年1月31日までとします。

5. 申請手続き等

(1) 申請書の郵送先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県デジタル戦略課 あて

※特定記録郵便やレターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送すること。

郵送に併せて、ウェブサイトに掲載している申請様式（エクセルファイル）を、メールに添付して送付してください。

メールアドレス：s15400@pref.nagasaki.lg.jp

件名は以下のとおりとしてください。

⇒【申請書（会社名等）】長崎県ドローンイベント開催支援補助金

(2) 受付期限 令和7年5月30日（金）**17時必着**

(3) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 補助対象経費の算出の根拠が確認できる書類(設計書・見積書等)
- ⑤ 誓約書（様式第4号）
- ⑥ 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の写し
- ⑦ 本県の県税に関し未納がないことを証明する証明書

⑧ 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書

⑨ その他（コンソーシアムでの申請の場合、協定書）

※ 以上のほか、必要に応じ追加資料等の提出をお願いすることがあります。

※ 提出いただいた書類は返却しません。

（４）審査基準等

補助事業者の選定は、提出された事業計画の内容について、外部有識者を含む審査委員会における審査を実施し、予算の範囲内で採択します（１件程度を想定）。

項目	内容	配点
機運醸成	イベントにより県民のドローンに対する関心を高め、県内の機運醸成につながるか	20
	多くの来場者（主に就学児以上の子供）が体験イベントに参加可能であり、ドローン活用に対する理解を深めることができるか	20
	イベントに来場できない県民が配信（ライブ、アーカイブ）により容易にドローンレースを観覧することができるか	10
	長崎県や事業実施地域の自治体・地元企業のドローンの取組をどのように周知（PR）しているか。	10
観光	県内外から多くの集客を見込めるイベント内容となっているか	15
運営体制	類似事業の履行実績などから、本事業の運営を円滑に行うことが見込まれるか	15
	具体的かつ無理のないスケジュール及び予算となっているか	10

6. その他

（１）実績報告

事業完了の日から30日以内又は令和8年2月13日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。

（２）事業成果等の確認

補助事業の成果については、実績報告により県へ提出してもらうほか、必要に応じて状況報告を求めることがあります。

（３）県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理するとともに、本申請に係る書類一式については、令和13年3月31日まで保管してください。